

第2回 矢板市農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和2年7月27日(月) 午後4時00分
(2) 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

2 出席委員 15名

会長	15番 渡邊 浩正	
会員	1番 手塚 みち子	2番 篠木 薫
	3番 福田 一紀	4番 町野 位夫
	5番 佐藤 栄一	6番 石塚 英好
	7番 渡邊 晴夫	8番 大野 文子
	9番 君島 道夫	10番 阿久津 正一
	11番 福田 英一	12番 渡辺 正明
	13番 揚石 明	14番 佐藤 喜久男

4 欠席委員 なし

5 付議事件

- (1)議事録署名委員の決定について
- (2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4)農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- (5)買受適格証明願いについて
- (6)非農地証明について
- (7)農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長…和田理男 事務局長補佐…高塩康幸 主任…土屋あゆ奈

7 会議の概要

定刻に至り会長が定数を確認。開会を宣言したのち、議事の審議に入った。

(1) 議事録署名委員の決定について

会長が議事録署名人を指名する旨について、全員異議なく賛成したので、会長が篠木 薫氏及び君島 道夫氏を任命した。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

事務局より議案第1号の説明がなされ、次に当番班長より現地調査の統括的な報告があった。第3条1件、第5条3件、非農地証明1件の現地調査を実施し、何ら問題なしとの見解が示された。詳細な報告は、各当番委員に求められた。

議案第1号についての詳細な報告が当番委員によってなされた。譲受人の耕作面積は50a以下であり、3条の許可基準を満たしていないが、農地法施行規則第二条第三項第3号にある「位置・面積・形状等から隣接地権者が所有権を取得するのが相当である場合」に該当すると思われるため、不許可の例外として問題なしとの見解が示された。

議案第1号についての質疑意見等を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

次に議案第2号から第5号についての説明が事務局より行われ、それぞれの案件について当番委員によって詳細な報告がなされた。

まず第2号については、当該土地の周囲は農地ではなく、現状山林のような状況であることから許可是やむを得ないとの見解が示された。

第3号については、面積は4,998m²と広いが、当該土地の周囲は農地ではなく、転用されることによる周囲の農地への影響は低く、許可是やむを得ないとの見解が示された。

第4号については、転用による周囲の農地への影響は低く、許可是やむを得ないとの見解が示された。

議案第2号から第5号についての質疑意見等を求めた。

5番佐藤委員より、2号議案について、分譲計画の全体の面積について質問があった。

事務局より、判断基準外であるとの回答がなされたが、参考に、面積は3277m²であると伝えられた。

同じく5番佐藤委員より、3号議案について、土砂条例の進行状況についての質問がなされたが、こちらも事務局より判断基準外であると回答された。

議案第2号について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

議案第3号について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

議案第4号について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(4) 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

事務局に議案第5号と第6号の説明が求められた。

どちらの議案も、工期事業延期のため事業計画の延期が申請されているものであり、議案第5号については、第6号議案申請者の大東建設から泉水道有限会社が部分的に請け負っている部分であるとの説明がなされた。

会長より質疑意見等が求められた。

6番石塚委員より、それぞれの申請日についての質問がなされた。

事務局より、第6号は6月10日、第5号は7月1日に提出されたと回答があった。

議案第5号について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

議案第6号について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(5) 買受適格証明願いについて

事務局より議案第7号の説明がなされ、会長より質疑意見等が求められた。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(6) 非農地証明願いに係る処分決定について

事務局より議案第8号について説明が行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は昭和35年より宅地として使用されており、現在も

建築物があるため証明はやむを得ないとの見解が示された。

議案第8号についての質疑応答を求めた。

6番石塚委員より、当該建物は登記済みかどうか質問された。

事務局より、登記済みであると回答があった。

ここで暫時休憩がとられた。

再開後原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(7) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

事務局より、集積計画の概要と、議案についての説明が行われた。

会長より議案についての質疑応答が求められた。

14番佐藤委員より、所有権の移転を受ける者の事業の概要について質問されたが、後日回答すると事務局が説明した。

ここで暫時休憩がとられた。

再開後原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

その他についての案件はなく、会長が閉会を宣言した。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

渡邊 浩正

議事録署名委員

君島 道夫

議事録署名委員

川木 勝